- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3)超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。
- います。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
	農産物	5,284	30	タラの芽(2)、タケノコ(14)、ネマガリタケ(12)、ナラタケ (1)、クリタケ(1)	
	畜産物	11,967			
	水産物	5,591	5	ヤマメ(3)、イワナ(2)	
	牛乳·乳児用食品	272			
福島県	野生鳥獣肉	243	71	イノシシ肉(60)、ニホンジカ肉(4)、ツキノワグマ肉(7)	
	飲料水	26			
	その他	1,032	9		<u>マイタケ粉末(1)</u> 、キノコ加工品(1)、あんぽ柿(3)、 干し柿(3)、 <u>とちもち(1)</u>
	小計	24,415	115	106	9
	農産物	2,635	38	コシアブラ(9)、タケノコ(16)、タラの芽(3)、ワラビ(6)、 <u>ワラ</u> <u>ビ(1)</u> 、コウタケ(3)	
	畜産物	16,836			
	水産物	1,699			
宮城県	牛乳·乳児用食品	55			
	野生鳥獣肉	237	14	イノシシ肉(10)、ツキノワグマ肉(3)、ニホンジカ肉(1)	
	飲料水	0			
	その他	54			
	小計	21,516	52	52	0
	農産物	940	2	<u>コシアブラ(2)</u>	
	畜産物	16,408			
	水産物	809			
茨城県	牛乳·乳児用食品	41	_		
火纵木	野生鳥獣肉	19			
	飲料水	2			
	その他	97			
	小計	18,316	2	2	0
	農産物	1,653			
	畜産物	25,510			
	水産物	135			
栃木県	牛乳·乳児用食品	65			
1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	野生鳥獣肉	236	5	イノシシ肉(5)	
	飲料水	2			
	その他	23			
	小計	<u> 27,624</u>	5	5	0
	農産物	560	30	タラの芽(9)、 <u>コシアブラ(1)</u> 、コシアブラ(19)、 <u>シシタケ(1)</u>	
	畜産物	21,392			
	水産物	214			
群馬県	牛乳·乳児用食品	40		/ (2.2.m/2) WH (DEFORM)> 25-+-(2)	
	野生鳥獣肉	50	17	イノシシ肉(7)、ツキノワグマ肉(9)、ニホンジカ肉(1)	
	飲料水	11	_		
	その他 小計	103		47	
	農産物	22,370 692	47 —	47	0
	正	3,455			
	水産物	596			
	牛乳·乳児用食品	21			
千葉県	野生鳥獣肉	355			
	飲料水	2			
	その他	44			
	(47 10	77	0	1	1

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
	農産物	553			
	畜産物	18,586			
	水産物	311			
青森県	牛乳·乳児用食品	0	_		
	飲料水	2			
	その他	11	_		
	小計	19,463	0	0	0
	農産物	512			
	畜産物	16,681	_		
	水産物	1,388			
岩手県	牛乳・乳児用食品	73		> L±()	
	野生鳥獣肉	94	12	シカ肉(4)、クマ肉(8)	
	飲料水	6			
	その他	32	10	10	
	小計	18,786	12	12	0
	農産物	86	<u> </u>		
	畜産物	3,433	_		
孙田周	水産物	11 10			
伙田宗	牛乳・乳児用食品		_		
	飲料水	<u>0</u> 1			
	ての他 小計	3,541	0	0	0
	農産物	412	4	U コシアブラ(1)、 <u>コシアブラ(1)</u> 、サクラシメジ(2)	U
	展度物 畜産物	13,097	4	3979 X(I), <u>3979 X(I)</u> , <u>997922(2)</u>	
	水産物	16	_		
	牛乳·乳児用食品	8			
山形県	野生鳥獣肉	17			
	飲料水	0			
	その他	21			
	小計	13,571	4	4	0
	農産物	208			
	畜産物	5,723			
	水産物	10			
	牛乳·乳児用食品	21	<u> </u>		
埼玉県	野生鳥獣肉	0			
	飲料水	4	_		
	その他	10			
	小計	5,976	0	0	0
	農産物	101	_	-	
	畜産物	250	<u> </u>		
	水産物	24	<u> </u>		
東京都	牛乳·乳児用食品	29	_		
	飲料水	8	_		
	その他	9			
	小計	421	0	0	0
	農産物	74	_		
	畜産物	848			
	水産物	66			
神奈川県	牛乳·乳児用食品	69			
	飲料水	2			
	その他	1	_		
	小計	1,060	0	0	0

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3)超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。
- います。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
	農産物	394	6	コシアブラ(5)、 <u>コシアブラ(1)</u>	
	畜産物	1,989			
	水産物	37			
+r \c) B	牛乳·乳児用食品	6	_		
新潟県	野生鳥獣肉	4	_		
	飲料水	0			
	その他	25	_		
	小計	2,455	6	6	0
	農産物	128	16	クリフウセンタケ(1)、アミタケ(3)、ショウゲンジ(3)、 ハナイグチ(1)、クリイロイグチ(1)、アイシメジ(1)、 マツタケ(1)、アカモミタケ(1)、クロカワ(2)、キシメジ(2)	
	畜産物	456			
1. #4. =	水産物	0			
山梨県	牛乳·乳児用食品	0	_		
	野生鳥獣肉	15			
	飲料水	33			
	その他	2			
	小計	634	16	16	0
	農産物	325	3	コシアブラ(3)	
	畜産物	6,258			
	水産物	0			
長野県	牛乳·乳児用食品	8			
区17年	野生鳥獣肉	316	1	ニホンジカ肉(1)	
	飲料水	24	_		
	その他	18	_		
	小計	6,949	4	4	0
	農産物	123	4	キハツタケ(1)、オオキツネタケ(1)、ムラサキアブラシメジ モドキ(1)、ハナイグチ(1)	
	畜産物	993	_		
**	水産物	53			
静岡県	牛乳·乳児用食品	2			
	野生鳥獣肉	3			
	飲料水	29			
	その他	23			
	小計	1,226	4	4	0
	農産物	86			
	畜産物	22,101	_		
	水産物	375	_		
北海道	牛乳·乳児用食品	63			
	飲料水	0	<u>—</u>		
	その他	66			
	小計	22,691	0	0	0
	農産物	3			
	畜産物	45			
富山県	水産物	2			
田山木	飲料水	0			
	その他	1			
	小計	51	0	0	0
石川県	農産物	3			
	畜産物	0			
	水産物	2			
	その他	0			
	小計	5	0	0	0
	農産物	13	_		
	畜産物	0	_		
福井県	水産物	0			
	その他	0	_		
	小計	13	0	0	0

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 1) 基準値を超過するものは、廃業等の過切な指置が取られます。 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の 報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産 地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別して
- います。

arter Lot.	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
産地				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
	農産物	4	_		
	畜産物	32	<u> </u>		
	水産物	0			
岐阜県	牛乳·乳児用食品	4			
	飲料水	1	<u>—</u>		
	その他	0			
	小計	41	0	0	0
	農産物	15	<u>—</u>		
	畜産物	751	_		
愛知県	水産物	3			
	牛乳・乳児用食品	0			
	その他	2	_		
	小計	771	0	0	0
	農産物 畜産物	2	_		
		2,317			
三重県	水産物 牛乳・乳児用食品	5 0	<u> </u>		
二里示	野生鳥獣肉	0	-		
	野生局獣内 その他	1			
	での他 小計	2,325	0	0	0
	農産物	74		U	<u> </u>
	畜産物	295			
	牛乳·乳児用食品	0			
滋賀県	飲料水	0	······································		
	その他	10			
	小計	379	0	0	0
	農産物	38		v	
	畜産物	49			
	水産物	18	<u> </u>		
京都府	牛乳·乳児用食品	3			
	飲料水	1	_		
	その他	0	_		
	小計	109	0	0	0
	農産物	4	_		
	畜産物	0	-		
	水産物	2			
大阪府	牛乳·乳児用食品	1	_		
	飲料水	0			
	その他	0			
	小計	7	0	0	0
	農産物	10	<u>—</u>		
	畜産物	8			
c=:-	水産物	8			
兵庫県	牛乳・乳児用食品	1			
	飲料水	0			
	その他 小計	1 28	0		0
	農産物	<u>28</u> 7	 	0	U
	長性物 畜産物	1			
奈良県	飲料水	0			
水及水	その他	0			
	小計	8	0	0	0
	農産物	34	 	¥	· ·
	畜産物	29			
ゴロ 可加・1・1円	水産物	35	_		
和歌山県	野生鳥獣肉	0	_		
	その他	75	<u> </u>		
	小計	173	0	0	0
	農産物	0			
	畜産物	807			
皀取坦	水産物	1			
鳥取県	飲料水	0			
ļ Į					
	その他 小計	0 808	0	0	

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3)超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。
- います。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
	農産物	5	_		
	畜産物	4,358			
島根県	水産物	0			
	その他	1			
	小計	4,364	0	0	0
	農産物	3			
	畜産物 水産物	249 0			
岡山坦	牛乳·乳児用食品	0			
шшж	飲料水	0			
	その他	0			
	小計	252	0	0	0
	農産物	3	_		
	畜産物	157	<u> </u>		
広島県	水産物	0	<u>—</u>		
四岡木	牛乳·乳児用食品	0			
	その他	11	_		
	小計	161	0	0	0
	農産物	6			
	畜産物	873			
山口県	水産物 その他	1			
	その他 小計	881	0		0
	農産物	23	U	0	U
	畜産物	30			
	水産物	2			
	牛乳·乳児用食品	0	<u> </u>		
徳島県	野生鳥獣肉	23	_		
	飲料水	0			
	その他	1			
	小計	79	0	0	0
	農産物	4			
	畜産物	49			
香川県	水産物	1	<u>—</u>		
	牛乳・乳児用食品	0			
	その他	11			
	小計 農産物	55	0	0	0
	畜産物	1 <u>2</u> 7	·····		
	水産物	3			
愛媛県	牛乳·乳児用食品	0			
-~~/\	飲料水	0			
	その他	1	_		
	小計	23	0	0	0
	農産物	15	_		-
	畜産物	2			
高知県	水産物	6			
ᅲ	牛乳・乳児用食品	4			
	野生鳥獣肉	0		-	
	小計	27	0	0	0
	農産物	10			
	畜産物 水産物	88 0			
福岡県	飲料水	0			
	その他	1			
	小計	99	0	0	0
	農産物	10	_	<u> </u>	<u> </u>
	畜産物	857			
佐賀県	水産物	1	_		
	牛乳·乳児用食品	1			
	その他	0			
	小計	869	0	0	0

平成31年2月19日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
長崎県	農産物	7	_		
	畜産物	17			
	水産物	4			
	その他	0			
	小計	28	0	0	0
	農産物	8	_		
	畜産物	85			
熊本県	水産物	1	_		
飛牛木	牛乳·乳児用食品	0			
	その他	1	<u> </u>		
	小計	95	0	0	0
	農産物	1			
	畜産物	115	_		
大分県	水産物	1			
人刀乐	飲料水	0	_		
	その他	1			
	小計	118	0	0	0
	農産物	8	_		
	畜産物	783	_		
宮崎県	水産物	1			
	その他	2			
	小計	794	0	0	0
	農産物	7	_		
	畜産物	2,363			
10000000000000000000000000000000000000	水産物	3			
ェル 局 示	飲料水	0			
	その他	2			
	小計	2,375	0	0	0
	農産物	0	_		
	畜産物	34	<u> </u>		
沖縄県	水産物	0	_		
	その他	0	<u> </u>		
	小計	34	0	0	0
	農産物	49	_		
その他	畜産物	113	<u> </u>		
	水産物	63	_		
	牛乳·乳児用食品	735	<u> </u>		
	野生鳥獣肉	0	_		
	飲料水	169			
	その他	2,725	<u> </u>		
	小計	3,854	0	0	0
総計		235,005	267	258	9

※1:平成29年度公表検査結果

総計:306,623件(基準値超過200件)

※2:平成28年度公表検査結果

総計:322,563件(基準値超過461件)

※3:平成27年度公表検査結果

総計:340,311件(基準値超過291件)

※4:平成26年度公表検査結果

総計:314,216件(基準値超過565件)

※5:平成25年度公表検査結果

総計:335,860件(基準値超過1,025件)

- ※6:平成24年度公表検査結果(平成24年4月1日以降に採取された検体分(経過措置対象品目を含む)) 総計:278,275件(基準値超過2,372件(暫定規制値超過17件含む))
- ※7:平成24年3月31日以前に採取された検体(暫定規制値適用対象)の検査結果 総計:137,037件(暫定規制値超過1,204件)
- ※8:食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されています。 基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、 廃棄等の適切な措置が取られます。